

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

## ◆第93回全国安全週間が実施されます

令和2年7月1日から7日まで（準備期間令和2年6月1日から30日まで）全国安全週間が実施されます。次ページのとおり「エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善リスクの低減」をスローガンとしています。全世代の労働者にとって働きやすい職場環境の整備と労働災害防止の取り組みをお願いします。

詳細はこちらまで

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

職場の安全サイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

## ◆労働保険料等の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3～4ページ目のとおり労働保険料の申告期限・納付期限（年度更新期間）が延長されましたのでご確認ください。

## ◆その他

### ①パンフレット「適切な労務管理のポイント」

労働条件の変更や雇用調整をやむを得ず検討しなければならない場合であっても守らなければならない法令の概要や労務管理上参考となる主要な裁判例を取りまとめたものです。厚生労働省HPなどでダウンロードできますのでご確認ください。

### ②パンフレット「小規模事業主の皆さま雇用調整助成金支給申請マニュアル」

従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方を対象として、雇用調整助成金の支給申請がこれまでより簡単になりました。厚生労働省HPなどでご確認ください。（受付はハローワークとなります）

# 全国安全週間

期間 ≫ 令和2年7月1日(水)～7日(火)

準備期間 ≫ 令和2年6月1日(月)～30日(火)



エイジフレンドリー職場へ！  
みんなで改善 リスクの低減

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回り、過去最低となる見込みです。また、休業4日以上死傷災害についても、前年を下回る見込みです。しかし、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められるところです。また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、多様なニーズをもつ高齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、エイジフレンドリーガイドラインを策定し、またエイジフレンドリー補助金の創設がなされたところです。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「エイジフレンドリー職場へ！みんなで改善 リスクの低減」のスローガンのもと、事業場での自主的な安全衛生管理を推進し、高齢者はもとより全年代の労働者にとって働きやすい職場環境を整備し、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

なお、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、安全活動の実行にあたっては、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

## 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

それに伴い、口座からの振替納付日は令和2年10月13日になります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

### 《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日～同年7月10日	令和2年6月1日～ <u>同年8月31日</u>

### 《納付期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	<u>令和2年8月31日</u>

### 《口座振替納付日》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年9月7日	<u>令和2年10月13日</u>

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納付期限・口座振替納付日については従来どおりとなります。

		個別事業場	事務組合
第2期	納付期限	令和2年11月2日	令和2年11月16日
	口座振替納付日	令和2年11月16日	
第3期	納付期限	令和3年2月1日(※)	令和3年2月15日(※)
	口座振替納付日	令和3年2月15日	

(※) 労働保険料等の納付猶予（特例）申請を希望する場合の第3期納付期限は、令和3年1月29日となります。

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。

なお、年度更新に係るお問い合わせは、年度更新コールセンター（0120-560-710）にお問い合わせください。

## 猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

## 猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること**
  - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、**一時に納付を行うことが困難であること（※2）**
  - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ **申請書が提出されていること**

## 猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

## 申請方法

- **納期限までに申請してください（※3）（※4）。**
  - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
  - ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- **所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。）**
  - ※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りにより確認させていただきます。
    - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。なお、年度更新と併せて特例猶予を申請する場合は、年度更新コールセンターでも問い合わせを受け付けております。